

本宿自治会会館運営規則

目的

第1条 この規則は、本宿自治会（以下「自治会」という。）所有の自治会館（茅ヶ崎市赤松町3-8番地所在）の運営を円滑に行うため設ける。

会館の名称

第2条 本会館は本宿自治会館（以下「会館」という。）と称する。

会館の定義

第3条 会館は、防災拠点とし、会員相互の利益と福祉の増進を図るとともに、会員の親睦を高める場として、会員の合意に基づく出資により設置した建物及びその他付帯設備をいう。

運営委員会

第4条 会館の運営を民主的に行うため、運営委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

委員会の構成

第5条 委員会の構成は、各専門部代表及びその他適任者により組織する。委員会の定数は5名とする任期は2年、ただし再任は妨げない。委員の互選にて運営委員長・会計を選出する。>

委員会の権限

第6条 委員会は、会館運営の監督権及び決定権を持つ。委員会の運営にかかわる詳細については、別に定める。

使用申込み

第7条 会館の使用を希望する者は、所定の申込書により30日前までに委員会に申込みをするものとする。前項の規定にかかわらず自治会広報活動・役員会が必要と認めた諸会議の活動についてはすべてに優先する。

会館利用する団体名を事前登録する。(名前・人数)

使用許可

第8条 会館の使用は、自治会活動に支障のない限り、許可するものとする。ただし次の事項に該当する場合は、委員会は許可を与えないことができる。

- ① 騒音、その他近隣に迷惑をかける恐れのあるとき。
- ② 自治会の承認を得ない営利事業。
- ③ その他管理上支障のある場合。

使用時間

第9条 会館の使用時間は原則として午前9時～午後9時までとする。ただし、委員会で認めた場合は、この限りではない。

会計

第10条 会計は特別会計とし、年度内徴収の会費から1/2を超えない範囲で、管理運営を行う。
委員会は諸経費（別紙）として本会計から繰出しを行う。

経費負担

第11条 会館を使用する者は、光熱費その他経費を負担する。

- ① 自治会員が使用する時は使用料金無料とする、但しコピー用紙・印刷については実費負担とする。
- ② 会員以外が使用する、多目的ホール・和室・娯楽室については（別紙）を参考とする。
- ③ 料金の納入は、委員会に前納するものとする。
- ④ 自治会活動に伴う（会議・行事等）その他委員会で特に認めたものは、免除又は減額することができる。

使用者の義務

第12条 会館を使用する際は、次の事項を守るものとする。

- ① 使用責任者を決める。
- ② 使用時間を守ること。
- ③ 未就学児は保護者同伴のこと。未成年者使用時は監督責任者を同伴する。
- ④ 犬、その他、大小動物は入れないこと。
- ⑤ 使用にあたっては、器具、備品等を丁寧に扱い、室内を汚損しないこと。
- ⑥ 火器使用には特に注意し、後始末を完全に行うこと。
- ⑦ 備品等を破損・汚損した場合賠償をすること。
- ⑧ 使用終了後は、元に戻し片付け及び清掃を行いゴミは持ち帰ること。
- ⑨ その他、委員会の指示に従うこと。

会計報告

第13条 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする、監査は自治会監査と同時に行う。

資産の管理

第14条 会館及び土地資産は、本宿自治会として登記し委員会が管理を行う。

その他

第15条 本規則の変更が生じた事項は、委員会で協議決定し、自治会役員の承認を得て改定を行う。

施行日

第16条 この規則は平成27年4月1日から施行する。

附則

昭和45年8月1日施行の会館規約は、本規則施行日に廃案とする。

本宿自治会会長 新倉昭人 2015年3月31日

改定 会館実行委員